

帰還困難区域（双葉町）に居住していた被相続人父（申立人母が相続）について、居住期間が70年以上であること、代々続く地域に根ざした商店を営んでいたほか、数十年にわたって社会福祉活動に積極的に取り組み、非常勤の公務員の職も長年務める等、地域の中心的人物として多大な貢献を果たし、地域社会等との関わり合いが非常に強かったこと等を考慮して、生活基盤喪失による精神的損害（中間指針第五次追補の定める目安額700万円）の増額分として140万円の賠償が認められ、また、申立人長男が所有する帰還困難区域（双葉町）所在の土地のうち、原発事故当時の地目が登記簿上も課税台帳上も雑種地である土地2筆について、整地済みであったこと等を考慮して価値を算定し、原発事故当時の地目が登記簿上も課税台帳上も畑である土地1筆について、原発事故後に宅地見込地であることを前提とした金額で売買されていたこと等を考慮して価値を算定し、それぞれ東京電力が認容した額を上回る額の財物損害の賠償が認められた（なお、東京電力の賠償金の支払にかかわらず財物の所有権は移転しない旨も合意された。）事例。

## 和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下、「本件」という。）において、申立人X1、申立人X2、申立人X3及び申立人X4（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 第1 表明及び保証

申立人は、被申立人に対し、次の事項を表明し保証する。

- 1 亡A（以下「被相続人」という。）が令和3年6月〇日死亡し、申立人X2が、全相続人による遺産分割協議により、被相続人の被申立人に対する損害賠償請求権を承継したこと。
- 2 申立人の知る限り、上記遺産分割協議を行った申立人X1、申立人X2、申立人X3及び申立人X4が、被相続人の全相続人であること

### 第2 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記記載の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないことを確認する。

#### 記

1. 財物賠償  
別紙物件目録記載の土地に係る財物賠償  
金8,898,360円
2. 被相続人の相続分  
生活基盤喪失による精神的損害の増額（中間指針第五次追補第2の2、同備考10）

金 1, 400, 000 円

第 3 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項記載の損害項目(同項記載の期間に限る。)に対する和解金として、合計金 1029 万 8360 円の支払義務があることを認める。

第 4 支払方法

(省略)

第 5 確認条項

申立人及び被申立人は、第 2 項 1 の財物について、仮に本和解による賠償がその価額の全部の賠償である場合でも、賠償金の支払にかかわらず、所有権は移転しないことを相互に確認する。

第 6 清算

申立人と被申立人は、第 2 項記載の損害項目(同項記載の期間に限る。)について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

第 7 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を 2 通作成し、申立人及び被申立人が署名(記名)押印の上、申立人が 1 通、被申立人が 1 通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し 1 通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和 6 年 9 月 18 日

(別紙物件目録省略)

(仲介委員 嘉本 益巳)